



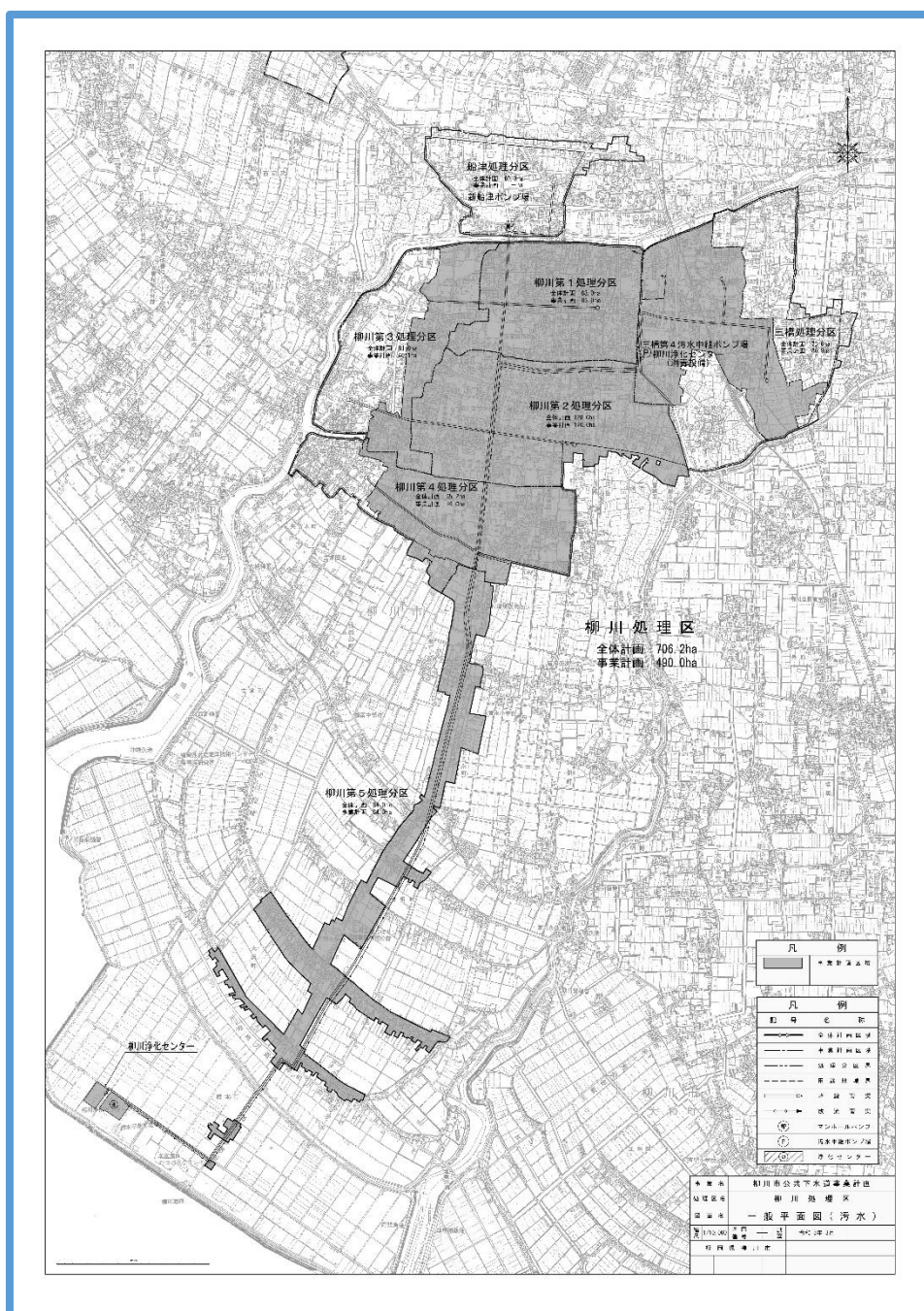
公共下水道のしおり



柳川市 上下水道課

公共下水道事業計画

	全体計画	事業計画
計画区域面積	706ha	490ha
計画人口	14,500人	11,600人
処理場所在地	橋本町中西区	橋本町中西区
処理場面積	3.6ha	3.6ha
計画汚水量(日最大)	7,400 m ³ /日(毎秒86ℓ)	5,670 m ³ /日(毎秒66ℓ)
処理方法	オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法
汚水量原単位(日平均)	290ℓ/人・日	287ℓ/人・日
放流先	柳川橋(国道橋)を起点に 1 km以内の市街地内水路	柳川橋(国道橋)を起点に 1 km以内の市街地内水路



1

公共下水道の役割



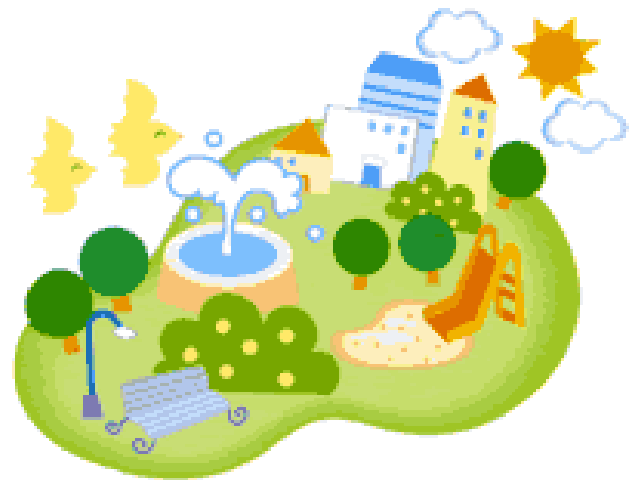
川や海がよみがえる

川や海がきれいになります。

下水が直接、川へ流れ込むことがなく、
濁った川も澄んだ美しい流れになります。

街が清潔になる

クレークには雨水だけが流れ、
街が美しく清潔になります。
また、カやハエの発生を防ぐので、
伝染病の予防にも大いに役立ちます。



トイレが水洗になる

浄化槽がなくても水洗便所ができます。
衛生的で快適な水洗便所が使えるよう
になります。



2 受益者負担金

● 公共下水道受益者負担金制度とは

下水道の施設は、道路や公園のように多くの人々が自由に利用できる公共施設とは異なり、下水道が整備された処理区域という限られた地域の人々しか利用できません。

そのため、下水道の建設費のうち国の補助金を除いた市費分を、住民からの税金だけでまかなうことは、下水道を利用できない人々にまで負担をかけ、税負担の公平を欠くこととなります。

このことから、下水道の整備によって土地の利便性や利用価値が増す区域の人々に建設費の一部を負担していただき、計画的に下水道を整備しようというのが、都市計画法第75条に基づく『受益者負担金制度』です。

この受益者負担金（以下「負担金」という。）は、「柳川市公共下水道事業受益者負担に関する条例」に規定する受益者の方に、納めていただくこととなります。

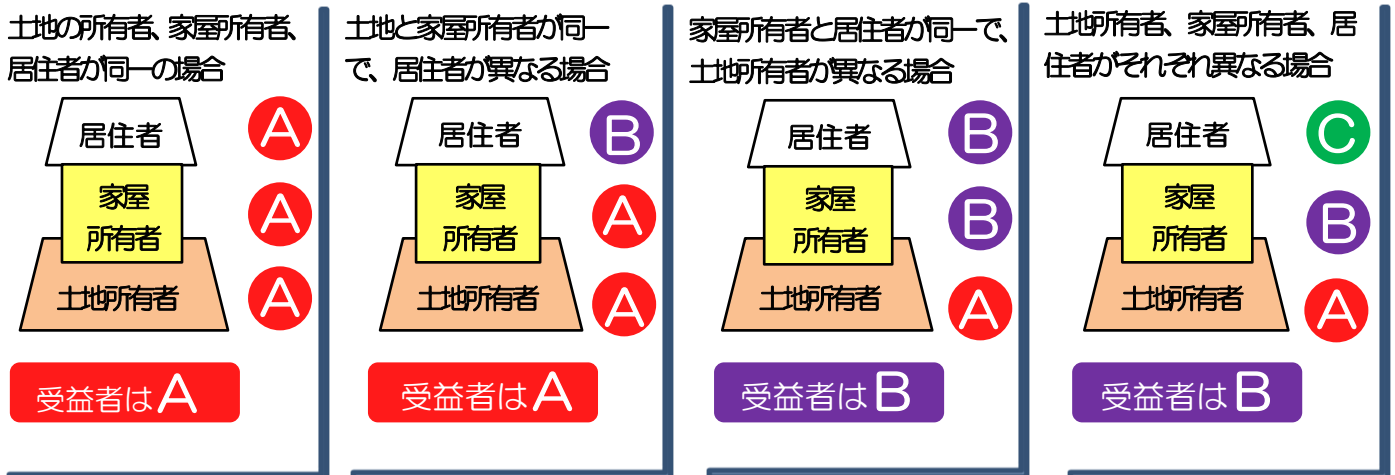
なお、負担金は、下水道を使用するかしないかにかかわらず、下水道が整備されれば負担していただくこととなります。

負担金を滞納した場合は、滞納処分（差押え等）の対象となります。納期限内にお支払いいただきますようお願いします。

● 公共下水道受益者に賦課されます

公共下水道事業の施工により、利益を受けると認められる人。柳川市では、土地の所有者や権利者などから提出された公共下水道受益者申告書や公簿等により受益者を認定します。

受益者負担金賦課対象図（国土交通省標準条例の例による）



● 公共下水道受益者負担金の額

- 一般家庭は、一戸につき 20 万円です。
- アパート等は、20 万円+4 万円×（世帯数 - 1）です。
- 事業所等で口径が 25mm を超える水道の量水器を設置する場合、または、複数の水道の量水器を設置し、それらの水量が 65L/min を超える場合は、敷地面積 1 m²あたり 600 円で算出し、上限は 120 万円、下限は 20 万円です。25mm 以下の水道の量水器については、一般家庭と同じく 20 万円です。

【複数の量水器を設置した場合】

下表の量水器の口径（A）ごとの設置数に水量（B）を乗算し、その水量が含まれる算定水量（C）の範囲の量水器（A'）を設置したものとみなします。

量水器の口径 （ミリメートル）	A	13	20	25
水量（リットル/分）	B	17	40	65
算定水量 （リットル/分）	C	17以下	17を超え40以下	40を超え65以下

例）口径 13mm を 2 個と口径 20mm を 1 個設置した場合

まず、設置した量水器の口径ごとの水量（B）をそれぞれ設置した数だけ乗算します。

→ 17L/min × 2 個 + 40 L/min × 1 個 = 74 L/min

次に、この乗算した水量が含まれる範囲の算定水量（C）を確認します。

→ 25mm の量水器の算定水量の範囲である 65 L/min を超えています。

この算定水量（C）の範囲にかかる量水器の口径を設置したものとみなします。

→ この場合は、25mm を超える量水器を設置したとみなし、負担金は面積計算となります。

● 負担金の支払いは一度限りです

支払い方法は一括払いと分割払いがあります。

一括払いの場合、20%～5%の報奨金制度があります。

一括払いの場合の 報奨金交付率	一括納付時期	報奨率
	初年度	20%
	2年目	残額の15%
	3年目	残額の10%
	4年目	残額の5%

● 負担金の支払い方法

負担金は、納入通知書によって支払っていただきます。

分割払いの場合5年（年4期）の20回払いとなります。

第1期	6月15日から同月30日まで
第2期	8月15日から同月31日まで
第3期	10月15日から同月31日まで
第4期	1月15日から同月31日まで

● 負担金の徴収猶予

汚水が発生しない空き家、倉庫、駐車場、田、畑等は、受益者負担金の徴収猶予申請書を提出すれば、負担金の徴収猶予を受けられます。

3 下水道使用料

● 下水道使用料とは

下水道を使用されている皆さまのご家庭や事業所などから排出される汚水は、下水道管を通して柳川浄化センターに集められ、きれいな水に処理されています。

汚水をきれいな水にするためには、多額の経費がかかります。

この経費を下水道の使用をしている皆さまに、排出した汚水の量に応じてご負担していただくのが、下水道使用料です。

● 下水道使用料（1カ月分）

1ヶ月分料金単価表

水量	0～6 m ³	7～16 m ³	17～24 m ³	25 m ³ 以上
家事用	858 円	176 円/m ³	209 円/m ³	242 円/m ³
営業・官公署 学校・工業用	935 円			

1ヶ月分料金表早見表（家事用）

水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)	水量 (m ³)	料金 (円)
0～6	858	13	2,090	20	3,454	27	5,016	34	6,710	41	8,404
7	1,034	14	2,266	21	3,663	28	5,258	35	6,952	42	8,646
8	1,210	15	2,442	22	3,872	29	5,500	36	7,194	43	8,888
9	1,386	16	2,618	23	4,081	30	5,742	37	7,436	44	9,130
10	1,562	17	2,827	24	4,290	31	5,984	38	7,678	45	9,372
11	1,738	18	3,036	25	4,532	32	6,226	39	7,920	46	9,614
12	1,914	19	3,245	26	4,774	33	6,468	40	8,162	47	9,856

※上記の金額は消費税（10％）込みの金額です。

◎水道水のみを使用の場合は水道メーターの使用水量となります。

◎井戸水のみを使用の場合は井戸水メーターの使用水量となります。

◎水道水と井戸水を併用使用の場合は、使用水量の多い方となります（他所から受け入れたものを除く）。

◎水道水と井戸水以外を併用使用の場合は、それらの使用水量の合算となります（他所から受け入れたものを含む）。

● 次のようなことが発生した場合は、上下水道課にお届けください。

- ◎排水設備を都合により一時休止、又は廃止や使用開始（再開）するとき。
- ◎排水設備の使用者に変更が生じたとき。

● 下水道使用料の請求

水道水のみを使用している方
又は
水道水と井戸水等を併用している方



水道料金と一緒に請求をします。
お支払方法は水道料金（口座振替も含む）
と同じ取扱いです。

井戸水のみを使用している方



下水道料金として請求をします。

● 下水道使用料の支払い方法

【口座振替（自動払込）】

あらかじめ届出されたお客様の預貯金口座から毎月の振替日に自動的に支払いをする方法です。

「口座振替依頼書」は、柳川市役所(柳川庁舎・大和庁舎・三橋庁舎)、市内の各金融機関及び郵便局の窓口にあります。

「預金通帳」「金融機関お届印」を持参のうえ、上下水道課又は、金融機関の窓口で手続きをしてください。

【納入通知書払い】

1 カ月ごとに納入通知書をお送りしますので、納期限内に金融機関の窓口またはコンビニエンスストアで支払うか、スマホ決済アプリを利用して支払う方法です。

○取扱い

- ・福岡銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、大牟田柳川信用金庫、福岡県信用組合、柳川農協(各支所)、九州信漁連、九州労働金庫、柳川市内各漁協、郵便局（沖縄県を除く九州内）の金融機関
- ・セブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキなど全国のコンビニエンスストア
- ・PayPay、LINE Pay、PayB、支払秘書のスマホ決済アプリ

4 下水道施設を正しく利用するために

★ぜひ、次のことはお守りください。

- 油類を流さない。

※下水道管に付着し固まって、詰まりの原因となります。

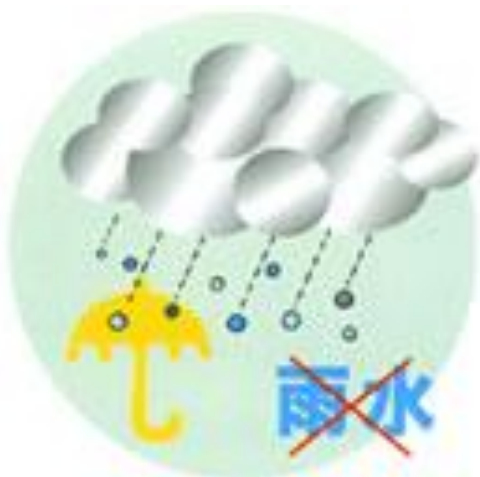
- 野菜くず・ビニール製品などを流さない。

- ガソリン・灯油・シンナーなどを絶対流さない。

※気化して爆発の危険があります。

- 雨水は下水道管に流さない。

※処理場の機能に支障をきたします。



5 水洗化にあたっては

● 分流式の排水施設です。

(雨水は下水道管に接続できません。)

● 現在使用中の浄化槽は？

(浄化槽・簡易水洗槽も不要となりますので、告示後は排水施設へ直接切替をお願いします。)

● 宅地内工事の改造者は誰？

(建物所有者が行います。借家人が行う場合、所有者の同意が必ず必要です。)

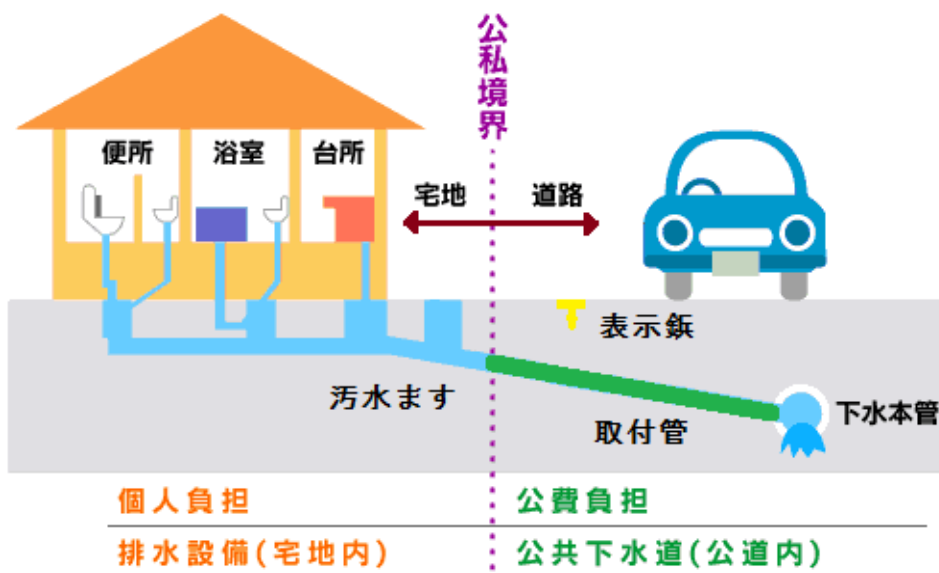
● トイレの水洗化は3年以内に！

(下水道法により、供用開始告示後、3年以内に水洗トイレに改造するようになっていきます。)

6 排水設備工事（宅地内工事）

宅地内における、それぞれの設備(便所・風呂・台所など)を宅地内の汚水ますに集めて、取付管に接続するものです。

【各家庭の排水設備工事】



● **取付管** 原則として1軒に1箇所、柳川市が設置します。

● **排水設備工事費** 家屋の立地条件・広さなどで異なりますので指定工事店から見積りをとって下さい。

7 排水設備工事の手順

●排水設備工事は、

家のまわりに排水管を布設し汚水柵を設置するとともに、水洗トイレの排水管工事などを行うものです。

●排水設備工事は、必ず「指定工事店」で、

工事をするときは必ず柳川市が指定した「指定工事店」へお申し込みください。

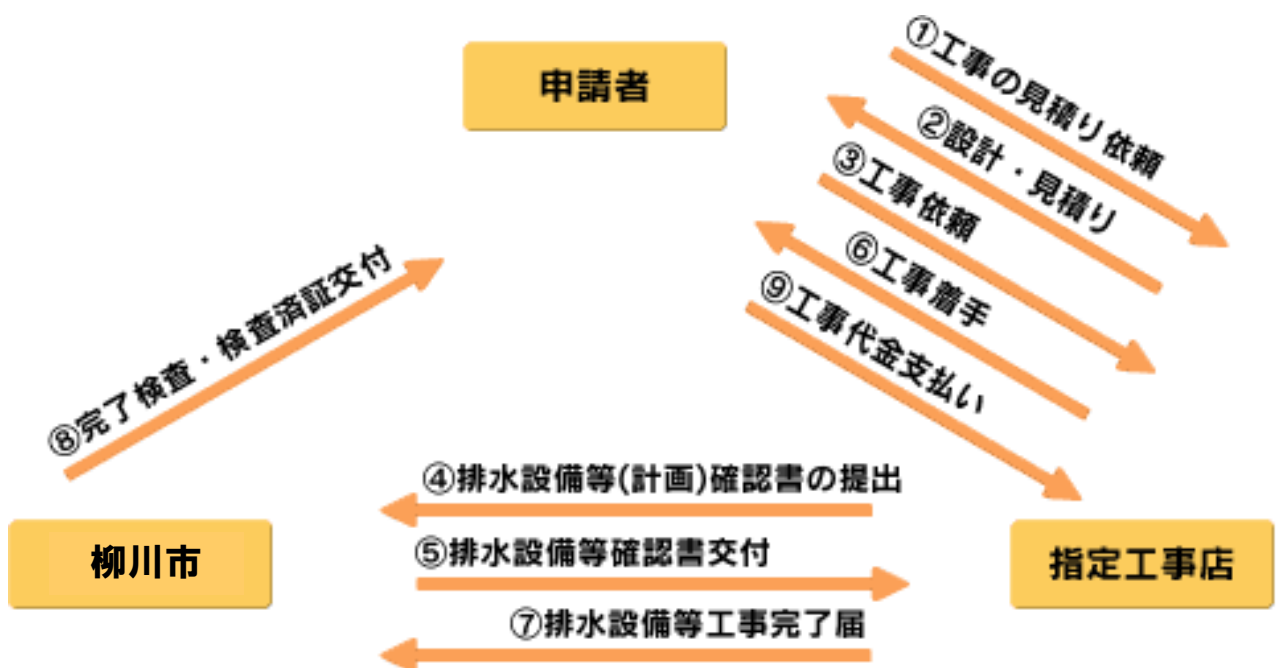
指定工事店は、基準にあった設備をするために必要な技術を取得しており、安心して工事をまかせることができるように市が指定したものです。

指定工事店以外のところで工事をしますと、工事完了後の検査を受けられず、無効工事となって工事をやり直していただくことになります。

また、**指定工事店**は市に対する必要書類の作成、届出などの手続きを皆様に代わっておこないます。お気軽にご相談ください。

なお、ご希望の方には、上下水道課下水道工務係で指定工事店一覧表を配付しています。

排水設備工事の手順



排水設備工事の手順

- ① 申請者(依頼者)は、**指定工事店**に**直接**工事の見積り依頼をします。
- ② **指定工事店**が、設計・見積りを提出します。
 - ◎現地調査後設計・見積りを提出しますので、便器の種類・施工方法・費用・支払い条件など十分打ち合わせをしてください。
- ③ 申請者(依頼者)は、**指定工事店**に**直接**工事の申し込みをします。
- ④ **指定工事店**は、市へ排水設備等(計画)確認申請書を提出します。
 - ◎書類作成・提出は工事店が代行します。
(確認願いには、申請者の署名が必要です。)
 - ◎確認許可を受けた後でないと、**工事にかかれません**。
- ⑤ 市は、排水設備等確認書を**指定工事店**へ交付します。
 - ◎市は、申請書をもとに構造・使用材料・施工方法等が柳川市の基準に合い適正かを審査して工事の確認をします。
- ⑥ **指定工事店**は、工事に着手します。
 - ◎工事は、トイレ・台所・浴室などの排水口から取付け管までの排水管や枡を新設したり、既設の枡を改造したりします。
 - ◎既設トイレの汲み取りの依頼は、指定工事店と相談し、便槽の清掃、消毒後に土砂等で埋め、便器と給水タンク据え付けなどの配管をします。
- ⑦ **指定工事店**は、工事終了後直ちに排水設備等工事完了届を市に提出します。
- ⑧ 市は、完了検査を行い検査に合格すると検査済証を交付します。
 - ◎検査は、確認申請書どおりに工事が行われたか、調べるものです。
 - ◎検査合格後に、**申請者**は**下水道使用開始届**を市に提出します。
- ⑨ 申請者(依頼者)は、**指定工事店**へ工事代金の支払いをします。
※検査の都合により、事前に使用の許可をすることがあります。

8

切替工事助成金

公共下水道の普及促進を図り、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に資するため水洗便所等改造・切り替え工事をおこなったときは、助成金を交付します。

助成金交付の対象事業

- ◎くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事
- ◎台所、風呂、洗面所等の排水を公共下水道に接続する工事
- ※新築家屋、増改築による増設などは除きます。

交付の要件

- ◎世帯全員（同一住所で世帯分離している者を含む。）が、市税、下水道受益者負担金又は分担金、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- ◎下水道供用開始日から3年以内に工事が完了すること。
- ※助成金は、同一の建築物に対して1回に限り交付します。

助成金の額

●一般住宅等

下水道供用開始の日から工事完了までの期間	助成金額
1年以内	80,000円
1年を超え、2年以内	50,000円
2年を超え、3年以内	30,000円

●アパート等

下水道供用開始の日から工事完了までの期間	助成金額
1年以内	64,000円+（16,000円×世帯数）
1年を超え、2年以内	40,000円+（10,000円×世帯数）
2年を超え、3年以内	24,000円+（6,000円×世帯数）

助成金の申請及び交付

●助成金の申請は、

排水設備計画確認申請をおこなう際に、助成金の申請をしてください。
書類の作成・提出は指定工事店が代行します。

●助成金の交付は、

工事完了後、柳川市から申請者に交付します。

9

工事費用の融資

くみ取便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道に接続する場合の工事費、又は、台所、風呂、洗面所等の排水を公共下水道に接続する場合の工事費として、金融機関から住宅リフォームローン（呼称は金融機関により異なります。）をご利用いただける場合があります。

●融資額、融資期間、償還方法

- ①詳細につきましては、ご利用される金融機関の融資担当へ直接お問い合わせください。
- ②融資の実行は、ご利用される金融機関の審査により決定されます。

●お取り扱い金融機関

福岡銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、西日本シティ銀行、大牟田柳川信用金庫
福岡県信用組合、柳川農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会
九州労働金庫



柳川市 上下水道課 下水道工務係

〒832-8601

福岡県柳川市本町87番地1 柳川庁舎 2階

TEL 0944-73-8111 (内線8582, 8583)

FAX 0944-74-2276